

議案第 2 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について

運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

鳥取市 個人

2 訴えの趣旨

平成27年（行ウ）第6号運転免許取消処分取消請求事件、平成27年（行ウ）第9号退職手当支給制限処分取消請求事件及び平成28年（行ウ）第10号懲戒免職処分取消請求事件につき、平成29年10月13日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。